著作収録を予定しているので、文中に「本書」とあるのは、近刊予定の同書である。

なお、「今こそ『自衛隊=違憲合法』論を」という、私の投書が『週刊金曜日』に採用された(六月 三日)。

「自衛隊=違憲合法」論・再論

2022年6月2日村岡到

二月二四日(二〇二二年)に強行された、ロシアのプーチン大統領によるウクライナ侵攻から三カ月が経過したが、事態は長期化の様相を深めてきた。ロシアによるウクライナ侵攻は厳しく糾弾されなくてはならないし、一刻も早く停戦・終結することが強く望まれる。その方向は、日本共産党が主張しているように、「国連憲章を守れ」にある。この事態を背景・テコとして、「核攻撃に対する抑止力」だとか「敵基地先制攻撃」とか「防衛予算をGDPの二%に拡大する」などを主張する論調が強められている。

この危険な動向については、私は「ウクライナ危機の深考のために」で「『核抑止論』の誤りと危険性」としてごく簡単に批判を加えた。ウクライナ危機についての論評が多く出されているが、そのなかで、自衛隊について論及するものはほとんど無いようである。

また国際情勢では、ウクライナ危機の拡大も影響してアメリカと中国との対立が拡大し、北朝鮮 (朝鮮民主主義人民共和国)が核武装や大陸間弾道弾の開発を急ピッチで進めている。国際経済にも大きな影響を拡大している。専門家の分析に学びたい。

さらに共産党は、ウクライナ危機に関して、「国連憲章を守れ」という原則的立場を主張しながら、他方では「自衛隊の活用」や「自衛隊=合憲」を再び主張し始めた。この共産党の動向については、「日本共産党の『自衛隊活用』論の曖昧さ」(本書に収録)で別論したので、本稿では省略するが、一九九四年七月に、自民党、社会党、新党さきがけの三党連立政権の首相となった社会党の村山富市委員長が、衆議院本会議で「自衛隊は憲法の認めるものと認識する」と答弁したことが、二年後九六年に社会党が「解党」するテコとなった事実を想起すると、軽く考えることはできない。村山答弁は、従来の「違憲合法」論(その前は「非武装中立」)から「自衛隊=合憲」論へと正反対の立場に転換したことを表していた。

六月初めに「今こそ『自衛隊=違憲合法』論を」という、私の投書が『週刊金曜日』に採用された (六月三日。本書に収録)。そのことは、この論が一定の支持に値いするものと評価されたとも言 える。投書では論述はできないので、本稿を書くことにした。

自衛隊について何を論じるにせよ、前提として確認しなくてはならないことがある。

人員や装備の規模(後述)から考えれば、「軍隊」と認識して当然であるが、なぜ「自衛隊」と称するのか。言うまでもなく憲法第九条による制約の下で、「専守防衛」という大枠をはめられているからである。英語で表記する場合にも公式に「Self-Defense Force」とされている。広島、長崎の原爆など三一〇万人が犠牲者となった敗戦を直視して、一九四七年五月三日に施行された日本国憲法の「前文」では「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と高らかに宣言し、「第二章 戦争の放棄」と明示して第九条を定めた(第二章は第九条だけ)。その二項では「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と明記した。〈戦争の放棄〉は極めて稀有でかつ気高い理念として確定されたのである。

したがって、日本の法学者の大半は「自衛隊=違憲」論を基本的認識としている。そして、そのことに自民党は長いあいだ不満あるいは不安に感じ、その改悪を狙っている。二〇一二年四月に

決定した「日本国憲法改正草案」では「第二章 安全保障」と書き換えられ、「第九条の二」として 「国防軍を保持する」と書かれている。だから、「自衛隊=違憲」を堅持することは決定的に重要で ある。

二〇一五年の安保法制の改悪に直面して、自衛隊が合憲か違憲かの判断については棚上げして、安保法制反対を共通の土台にして協力することが提案され、立憲民主党と共産党などが一定の範囲で共同行動を実現したことはプラスに評価しなくてはならないが、そのことは「自衛隊= 違憲」の主張を取り下げることを意味しない。

村岡到が主張してきたこと

私は、一九九〇年に当時発行していた、政治グループ稲妻の機関紙「稲妻」に「自衛隊を解体し 国連指揮下の日本平和隊の創設を」と提起した(『悔いなき生き方は可能だ』ロゴス、二〇〇七年、 に収録。A)。

二〇一一年には「自衛隊の改組にむけた提案」を発表した(本書に収録。B)。その「1 小林直樹の『自衛隊=違憲合法』論の先駆性」を詳述した。

二〇一六年には季刊『フラタニティ』創刊号の特集を「自衛隊とどう向き合うか」として、「『非武装』 と『自衛隊活用』を深考する」を発表した(本書に収録。C)。

これらの論稿を参照してほしいが、特に強調したいことをいくつか再確認したい。

Aでの提起は、その八年も前に、尾高朝雄の直弟子でもあった小林直樹が提起していた、と後に知った(本書、●頁)。

Bでは、「国家の自衛権の放棄」について、一九四六年に衆議院での吉田茂首相と共産党の野坂参三との問答を引いて、「『国家の自衛権の放棄』は社会主義像にまったく新しい地平を切り開く」と提起し、小林の〈不服従抵抗権〉に着目した。後に〈非暴力抵抗権〉として明確にした(Cで)。

Cでは、国家の統制の枠を超える「サイバー空間」の問題、「非武装」よりも〈非戦〉が適切、「自衛隊活用」の限界、さらに日本が侵略されたらどうするのか、について論じた。私は、「抑止力」──小林の『憲法第九条』(岩波新書)でも触れていない──について「或る一定の範囲では有効だと認める必要がある」としたうえで、「非武装」よりも〈非戦〉が適切だとして、その上で「『自衛隊活用』には限界があることを明確にすることが重要である。活動の容認できる範囲は、国内外の災害での救助活動と不発弾の処理など軍事攻撃に及ばない活動に限定しなければならない」とした。「共産党がたまに言及する『民主連合政権』が成立したら、などという時期的な区別には意味がない」と明らかにした。

「国家の自衛権の放棄」と「自衛隊活用」は極めて重要なので、さらに明確にしたい。

一般的には国家には「自衛権」が認められている。だが、日本は前記のように「戦争の放棄」を明記した憲法第九条によって、分かり易くいえば〈非武装〉を国是としている。その上で、自衛隊が存在する。小林が説明したように、この事態は、法理的には「説明のつかない背理である」(本書、●頁)。問題は二つある。①「自衛権」は普通には軍事力の行使と考えられているが、それだけに限らない。もう一つ〈非暴力抵抗権〉がある。②「自衛隊活用」は許容されるが、問題はその中身にある。「専守防衛」を厳守しなくてはならない。例えば、領空侵犯に対してはスクランブル発進は許容され、領海侵犯に対しても警告は出来るが、相手を攻撃することは出来ない。将来的に「国連指揮下の日本平和隊が実現すれば、反撃」は許容されるが、最近話題の「敵基地攻撃」などは論外である。

Cで「『非武装』よりも〈非戦〉が適切」と書いた。その主旨は正しいが、不適切な書き方だったと 反省する。Bで「『国家の自衛権の放棄』は社会主義像にまった〈新しい地平を切り開く」と提起し たように、〈非武装〉の理念は堅持・発展させるべきである。戦争を回避するためには、〈平和外 交〉の努力こそが必要なのである。 このようないくつかの主張に踏まえて、私は、ウクライナ危機に直面して「ウクライナ危機を深考する」で〈非暴力抵抗権〉を強調した(本書、●頁)。

本稿を書いていて、「非武装中立」を掲げていた社会党の世論調査での支持率は「一九五〇年代後半に五〇%近くもあった」(「八〇年代に入ると二〇%を割った」。井田正道「55年体制期の政治意識に関する一考察」明治大学『政經論叢』)ことを想起し、時代の大きな変化を痛感する。また、元自民党幹事長の古賀誠氏(岸田首相の出身派閥・宏池会の前会長)は、「戦争経験世代がいなくなったら日本の平和は恐ろしいことになる」と危惧している(TBSの「報道特集」五月七日)。その四日前、憲法記念日に「『9条堅持』を継ぐことに岸田政権の価値があると思う。『理想論だと言う人もいるが、何が悪い。理想を実現するのが政治の役割だ』」」と語った(「中国新聞」五月三日)。

なお、志位和夫委員長は、「個別的自衛権は当然のものです」(『ウクライナ侵略と日本共産党の安全保障論』六五頁)と言い出した。この認識は誤ってはいないが、決定的に不十分である。ここには〈非暴力抵抗権〉の考え方はまった〈考慮されていない。また、共産党の綱領には「自衛権」とは書かれていない。 再度、〈自衛隊=違憲合法〉論が広がることを強く期待する。

自衛隊の実態

これまでのいくつかの拙論では触れていなかったので、この機会に、自衛隊の実態について簡単に明らかにしたい。

周知のように、一九五一年九月に、サンフランシスコ講和条約調印と同時に「日米安全保障条約」が締結された(六〇年に改定)。そして、自衛隊は一九五四年七月一日に成立した「防衛庁設置法」によって防衛庁の下に創設された。だから、自衛隊は「日米安全保障条約」に強く制約されている。(その前には、五〇年六月の朝鮮戦争勃発を受けて同年に警察予備隊本部が発足していた)。防衛庁は総理府、内閣府の外局だったが、二〇〇七年一月に安倍晋三政権の下で防衛省(Ministry of Defense)となった。

以下の記述はウィキペディアの説明から引用する(予算の金額は略し、数字は和数字に変えた。 平成の年度などは省略した)。

防衛省は、単一の省としては最も多くの職員が在籍する行政機関であり、防衛省職員への給与は国家公務員給与費の四割以上を占める。二〇二二年度の一般会計予算は約五兆三六八七億円である。二〇〇二年度の四兆九三四五億円から二〇一二年度の四兆六四五三億円まで一一年連続で減少を続けていたが、[二〇一二年末の]第二次安倍内閣の成立後は増額している。

二〇二二年度一般会計当初予算における防衛省所管の歳出予算は五兆三六八七億円である。 組織別の内訳は防衛本省が五兆一五三六億円、地方防衛局が二二〇一億円、防衛装備庁が一 九四九億円となっている。本省予算の主な内訳は、防衛本省共通費が七四三一億円、自衛官給 与費が一兆四四二八億円、武器車両等整備費が八三七五億円、航空機整備費が六五四九億円、 艦船整備費が一七九三億円、防衛力基盤整備費が七九五七億円、在日米軍等駐留関連諸費が 三六三二億円などであり、また防衛装備庁所管の防衛力基盤整備費が一七六六億円となってい る[億の下は省略。約も]。

自衛官の定数は、防衛省設置法に定められており、陸上自衛隊の自衛官一五万八五六人、海上自衛隊四万五三六三人、航空自衛隊四万六九四二人並びに共同の部隊に所属する自衛官一二五九人のほか、統合幕僚監部に所属する自衛官六三八人、情報本部に所属する自衛官一九一一人、内部部局に所属する自衛官四八人並びに防衛装備庁に所属する自衛官四〇七人を加えた総計二四万七一五四人としている。

定員外の職員として自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学 校学生、防衛医科大学校学生、陸上自衛隊高等工科学校生徒などの制度があり、またその他の 非常勤職員も任用されている。ただし、予備自衛官は四万七九〇〇人、即応予備自衛官は八〇七五人と員数が法定されている。

二〇二二年度一般会計予算における予算定員は特別職二六万八一〇四人、一般職二六人の計二六万八一三〇人である。

陸上自衛隊の組織は、わが国最大規模を誇る防衛組織です。 日本全国には約一六〇カ所に 及ぶ駐(分)屯地があります。

装備の実態や水準についてもウィキペディアに詳述されている。

自衛隊の海外派遣(派兵)については、一九九一年の湾岸戦争時に実任務として初めて掃海部隊をペルシャ湾に派遣した。翌年にPKO協力法が成立し、二〇一五年にはソマリア沖海賊の対策部隊派遣の一環として自衛官を海外派遣した。

国内の自然災害に際しては、二〇二一年までに三万二〇〇〇回の出動実績がある。もっとも規模が大きいのは、二〇一一年三月一一日に発生した東日本原発震災の時である。「派遣された自衛隊の部隊の規模は、ピーク時、陸上、海上、航空自衛隊の総数で、人員約一〇万七〇〇〇名、航空機五四一機、艦艇五九隻となった」(外交防衛委員会調査室の笹本浩「東日本大震災に対する自衛隊等の活動」:参議院事務局企画調整室編集・発行『立法と調査』第三一七号: 二〇一一年六月)。

以上に略記したような規模と実態として、自衛隊は違憲ではあるが合法的に存在している。多くの国民がその災害救助活動を好意的に捉えている。国民の多くは、軍備が必要で、かつ日本が侵攻されることを阻止するうえで有効であると思っている。自民党や維新の会は、軍拡を叫んでいる。私たちは、〈自衛隊=違憲合法〉論にしっかりと立脚して、日米安保条約廃棄と日米地位協定の改定をめざし、この反動攻勢と対決して行かなくてはならない。